

令和7年度の経営所得安定対策等交付金の概要

令和7年度の交付金等についてお知らせします。

水田活用の直接支払交付金

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農が対象

【戦略作物助成】基幹作のみ対象

対象作物	交付単価	要件等
麦、大豆、飼料作物※	35,000 円/10a	
WCS用稲	80,000 円/10a	新規需要米取組計画の認定を受けたもの。
加工用米	20,000 円/10a	加工用米取組計画の承認を受けたもの。
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000 ～105,000 円/10a※	新規需要米取組計画の認定を受けたもの。

※ 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援

飼料用米の一般品種において、令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価 6.5 万円/10a (5.5～7.5 万円/10a) と引き下げられます。

単位：円/10a	令和6年産	令和7年産	令和8年産
飼料用米 (専用品種)	5.5 万～10.5 万/10a (標準単価 8.0 万/10a)	5.5 万～10.5 万/10a (標準単価 8.0 万/10a)	5.5 万～10.5 万/10a (標準単価 8.0 万/10a)
飼料用米 (一般品種)	5.5 万～9.5 万/10a (標準単価 7.5 万/10a)	5.5 万～8.5 万/10a (標準単価 7.0 万/10a)	5.5 万～8.0 万/10a (標準単価 6.5 万/10a)

【産地交付金】

<国が設定する助成>

対象作物等	交付単価	要件等
そば、なたね助成(基幹作)	20,000 円/10a	実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売をしたもの。 排水対策を実施すること。
新市場開拓用米(輸出米等)	20,000 円/10a	新規需要米取組計画の認定を受けたもの。
新市場開拓用米複数年契約助成(輸出米等)	10,000 円/10a	米新市場開拓等促進事業に採択された者 令和6年産から新たに3年以上の複数年販売契約をしたもの

※上記表以外に地力増進作物助成(基幹作)として 20,000 円/10a がありますので、取組を希望される方は事前にご相談ください。

＜国が配分する資金枠の範囲内で設定する助成＞

● 福島県が設定する助成

(注) 今後、国との協議により単価・要件ともに変更となる可能性があります。

対象作物等	交付単価	要件等
飼料用米多収品種推進助成	4,000 円/10a	新規需要米取組計画の認定を受けたもの。 専用品種の作付け（ふくひびき、まいひめなど） 多種品種の栽培暦等に記載のある施肥窒素以上 であること。 ^{※1} 低コスト生産等に資する取組（詳細は別紙 1 参照） ^{※1} 低コスト生産等に資する取組において、堆肥等 の施用、田畑輪換、側条施肥など合理的な窒素施 肥減肥が可能な場合は、この限りではない。
加工用米複数年契約助成	16,000 円/10a	加工用米取組計画の承認を受けたもの。 3年以上の複数年販売契約をしたもの。 低コスト生産等に資する取組（詳細は別紙 1 参照）
新市場開拓用米取組 拡大助成	16,000 円/10a	新規需要米取組計画の認定を受けたもの。 多収穫性の品種作付（天のつぶ、里山のつぶなど） 低コスト生産等に資する取組（詳細は別紙 1 参照）
飼料用トウモロコシ助成	4,000 円/10a	収量増加に資する取組、低コスト生産の取組をし たもの。
麦・大豆生産拡大助成 （基幹作）	5,000 円/10a	単収向上の取組（詳細は別紙 3 参照）

● 会津美里町農業再生協議会が設定する助成

(注) 今後、国との協議により単価・要件ともに変更となる可能性があります。

(1) 地域振興作物助成（重点） 交付単価：28,000 円/10a
○対象作物：アスパラガス・きゅうり
○取組要件：実需者へ出荷・販売 など

(2) 地域振興作物助成 交付単価：20,000 円/10a
○対象作物：トマト（加工含む）・さやいんげん・ねぎ・宿根カスミソウ・キク
りんご、かき、もも、ぶどう、日本なし、うめ
○取組要件：実需者へ出荷・販売 など

(3) 地域振興作物拡大助成 交付単価：50,000 円/10a
※（1）、（2）の取組と重複助成可
○対象作物：アスパラガス・きゅうり・トマト（加工含む）・さやいんげん
ねぎ・宿根カスミソウ・キク・りんご、かき、もも、ぶどう
日本なし、うめ
○取組要件：5a 以上新規作付若しくは作付拡大

● 会津美里町農業再生協議会が設定する助成

(4) 飼料用米生産向上助成（一般品種） 交付単価：8,000 円/10a

○対象作物：飼料用米（一般品種）

○取組要件：新規需要取組計画の認定を受けたもの

各 A～C の取組を実施すること（詳細は別紙2 参照）

(A) 収量、品質向上に資する取組 1つ選択

(B) 低コスト生産等に資する取組 4つ選択

(C) その他生産工程、地域、環境に配慮した取組 1つ選択

(5) 飼料用米生産向上助成（専用品種） 交付単価：12,000 円/10a

○対象作物：飼料用米（専用品種）

○取組要件：新規需要取組計画の認定を受けたもの

専用品種の作付け（ふくひびき、まいひめなど）

各 A～C の取組を実施すること（詳細は別紙2 参照）

(A) 多肥栽培に関する取組 1つ選択

(B) 収量、品質向上、低コスト生産等に資する取組 4つ選択

(C) その他生産工程、地域、環境に配慮した取組 1つ選択

(6) 新市場開拓用米助成 交付単価：10,000 円/10a

○対象作物：新市場開拓用米

○取組要件：新規需要取組計画の認定を受けたもの

低コスト生産の取組 3つ選択

(7) 加工用米助成 交付単価：10,000 円/10a

○対象作物：加工用米

○取組要件：加工用米取組計画の承認を受けたもの

各 A・B の取組を実施すること（詳細は別紙2 参照）

(A) 品質向上に関する取組 1つ選択

(B) 低コスト生産等に資する取組

(8) そば助成 交付単価：4,000 円/10a

○対象作物：そば（基幹）

○取組要件：そば（基幹）を作付したもの

品質の向上及び収益向上に向けた取組 4つ選択（詳細は別紙3 参照）

(9) 担い手集積支援 交付単価：4,000 円/10a

○対象作物：麦・大豆・そば（基幹作物）

○取組要件：自作地以外で特定農作業受委託を締結したもの

排水対策の実施

(10) そば作付助成（二毛作助成） 交付単価：2,000 円/10a

○対象作物：そば（2期作目）

○取組要件：そば（2期作目）を作付けしたもの

品質の向上及び収益向上に向けた取組 4つ選択（詳細は別紙3 参照）

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

販売目的で対象作物を生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

※令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれることから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、申請時(5月)に2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要になります。

<数量払>

生産実績数量に基づき交付。交付単価は、品質区分に応じて設定。

対象作物		平均交付単価	対象作物		平均交付単価
小麦 (円/60 kg)	課税事業者向け単価	5,930 円	大豆 (円/60 kg)	課税事業者向け単価	9,430 円
	免税事業者向け単価	6,340 円		免税事業者向け単価	9,840 円
二条大麦 (円/50 kg)	課税事業者向け単価	5,810 円	そば (円/45 kg)	課税事業者向け単価	16,720 円
	免税事業者向け単価	6,160 円		免税事業者向け単価	17,550 円
六条大麦 (円/50 kg)	課税事業者向け単価	4,850 円	なたね (円/60 kg)	課税事業者向け単価	7,710 円
	免税事業者向け単価	5,150 円		免税事業者向け単価	8,130 円
はだか麦 (円 60 kg)	課税事業者向け単価	8,630 円			
	免税事業者向け単価	9,160 円			

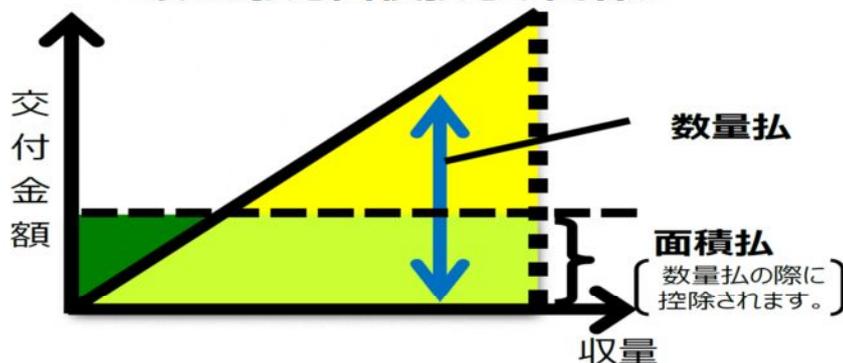
※表以外の「てん菜」「でん粉原料用ばれいしょ」は、北海道のみが対象

<面積払>

作付面積に基づき数量払の先払いとして交付。

20,000 円/10a (そばについては、13,000 円/10a)

<数量払と面積払との関係>

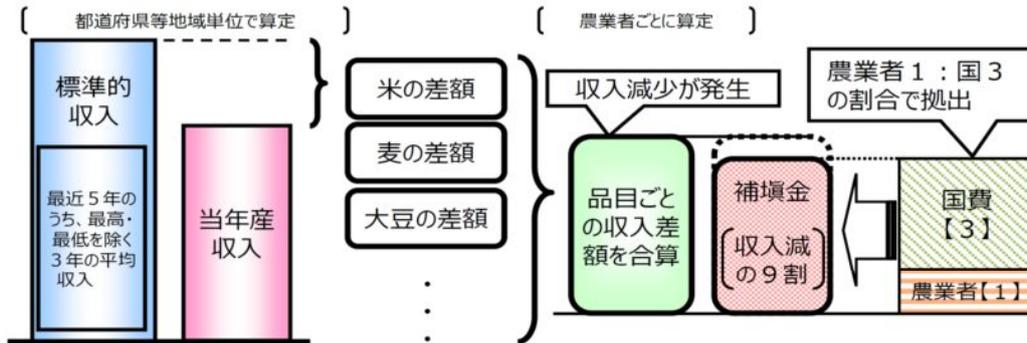


米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象。

米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補てんします。(収入額及び標準的収入額は、国が地域ごとに算出する額になります)

(注) 令和4年産からは、ナラシ対策の補てん対象となる米は、需要に応じた米生産を後押しする観点から、農業者が事前に集出荷業者と出荷契約を結んだもの等になります。



町単独補助(がんばる農業応援事業)

※補助内容に変更がある場合があります。

転作作物の出荷・販売に取り組む方



がんばる農業応援事業

1 地域振興作物奨励助成

【対象者】出荷・販売を目的として対象作物を水田に作付けした農業者

【対象作物】おたねにんじん、エゴマ、にんにく

【補助率】6,000円/10a以内

2 飼料用米作付奨励助成

【対象者】出荷・販売を目的として飼料用米を作付けした農業者

【補助率】9,000円/10a以内

3 備蓄用米作付奨励助成

【対象者】出荷・販売を目的として備蓄用米を作付けした農業者

【補助率】4,000円/10a以内

4 酒米作付奨励助成

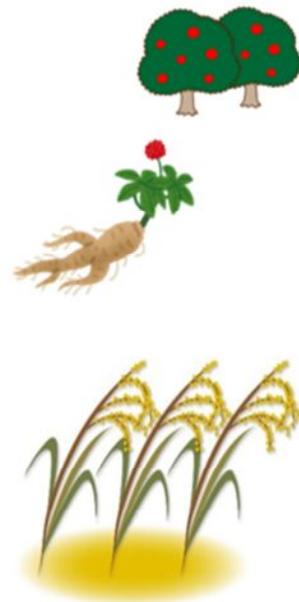
【対象者】出荷・販売を目的として酒米を作付けした農業者

【補助率】9,000円/10a以内

5 土地利用型作物作付拡大奨励助成

【対象者】出荷・販売を目的として前年産における主食用米面積から非主食用米及び畑作物を10%以上転換拡大した農業者

【補助率】2,500円/10a以内



(別紙1)低コスト生産等に資する取組

【県枠】飼料用米多収品種推進助成、加工用米複数年契約助成、新市場用開拓用米取組拡大助成

取組メニュー	取組内容	個票1(飼料用米(多収品種))における取組の可否	個票2(加工用米(複数年契約))における取組の可否	個票3(新市場開拓用米)における取組の可否
① 直播栽培	湛水直播栽培や乾田直播栽培	○	○	○
② 疎植栽培	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組	×	○	○
③ 高密度播種育苗栽培	地域の慣行栽培における育苗密度に比べ密度を高くし、移植に要する苗箱数を減らす取組	○	○	○
④ プール育苗	プールを設置し、プール内に苗箱を置き湛水状態で行う育苗	○	○	○
⑤ 温湯種子消毒	農薬を使用せず、約60℃の温湯に種籾を浸漬し、種子消毒を行う取組	○	○	○
⑥ 効率的な移植栽培	無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培	○	○	○
⑦ 作期分散	作期の異なる複数品種を作付けし、作期を分散する取組	○	○	○
⑧ 土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用	○	○	○
⑨ 効率的な施肥	流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥	○	○	○
⑩ 効率的な農薬処理	播種時同時処理、田植え同時処理	○	○	○
⑪ 化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の30%以上削減	○	○	○
⑫ 化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の50%以上削減	○	○	○
⑬ 多収品種の導入	多収品種の作付	×	○	○
⑭ 農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用	○	○	○
⑮ スマート農業機器の活用	ドローンや水管理システム等の活用	○	○	○
⑯ ほ場由来の温室効果ガスの削減	ほ場由来の一酸化二窒素削減に向けた取組の実施	○	○	○
⑰ ほ場への炭素貯留	ほ場への炭素貯留に向けた取組の実施	○	○	○
⑱ 立毛乾燥	もみの水分量が20%以下での刈取り	○	○	○
⑲ 団地化	3 ha以上の作付（ただし、中山間地域では2 ha以上）を行い、うち1/2以上の団地化（団地化要件は別紙Bのとおり）に取り組むこと。ただし、中山間地域とは、中山間直接支払対象地域及び農林統計の農業地域類型区分の中間農業地域・山間農業いずれかに該当する地域を含む市町村とする。	○	○	○
⑳ 多肥栽培の施肥	慣行栽培より窒素成分2 kg/10a	×	×	○
㉑ 紋枯病防除	紋枯病防除剤の適期散布	○	○ ただし、取組要件③イの取組で紋枯病防除を選択した場合は×	○

- ・ 飼料用米生産向上助成（一般品種）Aから1つ、Bから4つ、Cから1つ選択すること。
- ・ 飼料用米生産向上助成（専用品種）Aから1つ、Bから4つ、Cから1つ選択すること。
- ・ 加工用米助成（専用品種）Aから1つ、Bから2つ選択すること。

取組名	取組の分類（種類によりA～Cの分類が変わります。）		
	飼料用米（一般品種）	飼料用米（専用品種）	加工用米
堆肥施用	A	A	A
流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥	A	A	B
田畑輪換	A	A	-
土壤改良剤の施用	A	B	A
稲わらのすきこみ	A	B	B
深耕	A	B	B
土壤診断結果に基づく施肥設計	A	B	B
ほじょう一筆ごとの栽培記録管理	A	B	B
専用品種の栽培暦等に記載のある施肥窒素量以上とすること	-	A	-
他生産者に配慮した防除（いもち病、カメムシ、紋枯病）	C	C	A (カメムシ、紋枯病のみ)
色彩選別機による調製	-	-	A
直播栽培	B	B	B
疎植栽培（株間24cm以上）	B	-	B
高密度播種育苗栽培（乾籾250～300g（催芽籾312～375g））	B	B	B
プール育苗	B	B	B
温湯種子消毒	B	B	B
無代掻き移植栽培、乳苗移植栽培	B	B	B
作期分散（主食用米と別品種）	B	B	B
農薬播種時同時処理、田植え同時処理	B	B	B
化学農薬使用量50%以上削減	B	B	B
機械の共同利用	B	B	B
フレコンバック、バラ等による出荷	B	B	B
共同乾燥調製施設（CE・RC）の活用	B	B	B
スマート農業機器の活用	B	B	B
立毛乾燥（もみの水分量20%以下）	B	B	B
多収品種の導入（天のつぶ、里山のつぶなど）	-	-	B
主食用米との混入防止対策	C	C	-
ふくしま県GAP（FGAP）穀物の認証	C	C	-
ほじょう由来の温室効果ガスの削減（中干し慣行より7日延長）	C	C	B
ほじょうへの炭素貯留（バイオ炭の施用、不耕起、省耕起栽培）	C	C	B
団地化（2ha以上作付）	C	C	B

【麦】 次のうちから3つ以上取り組むこと。

【大豆】 次のうちから3つ以上取り組むこと。

【そば】 次のうちから4つ以上取り組むこと。

取組名	取組の分類		
	麦	大豆	そば
暗渠の施工、心土破碎の実施	○	○	○
溝切り、明渠排水の実施	×	×	○
畝立て播種栽培	×	○	×
追肥	○	○	×
土壌診断結果に基づく適正施肥	×	×	○
土壌改良剤の施用	×	×	○
福島県施肥基準に基づく堆肥施用	×	○	×
難防除雑草対策 麦：スズメノテッポウ、ネズミムギ、カラスムギ 大豆：帰化アサガオ類、アレチウリ等	○	○	×
病虫害防除対策の実施	○	○ (2回以上)	×
新たに導入した品種に応じた栽培管理	○	×	×
大豆300A技術（研究期間が開発した技術、それに類する播種技術）	×	○	×
適期播種	×	×	○
適期刈取	×	×	○
種子更新	×	×	○
鳥獣害対策（個人対策）	×	×	○
鳥獣害対策（地域ぐるみでの対策）	×	×	○
農業機械の共同利用	○	○	×
スマート農業機器の活用	○	○	×
共同乾燥調製の実施・施設利用	×	×	○
1ha以上の団地化	○	○	○